

広島県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和三年一月十一十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和二十九年広島県選挙管理委員会告示第十一号）の一部を次のとおり改正する。

第五十九条の四中「当該検印票に政党その他の政治団体の名称、推薦演説会を開催する施設の名称及びその所在地、開催年月日並びに検印に関する責任者の氏名を記入するものと当該責任者の印を捺す」を「当該検印票を」に改める。

第六十四条中「(イ)の場合は、検印票に当該政党その他の政治団体の名称並びに検印に関する責任者の氏名を記入するものと当該責任者の印を押さなければならぬ。」を削る。

別記第一項様式の二中「平成」及び「印」を置き、同様式備考の次に次のとおり記入する。

3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第一項様式の二中「平成」及び「印」を置き、同様式備考の次に次のとおり記入する。

備考 公職の候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第一項様式の二中「平成」及び「印」を置き、同様式備考の次に次のとおり記入する。

備考 公職の候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推

薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第1号様式及び別記第1号様式「平成」及び「印」を置く。

別記第四号様式中「平成」を置き、同様式備考「1号「平成」を置く。

別記第五号様式中「平成」を置き、同様式備考「1号「平成」を置く。

別記第五号様式の「1号「平成」を置き、同様式備考「1号「平成」を置く。

別記第六号様式の「1号「平成」を置き、「印」を置き、同様式備考に備考として次のよう記入する。

別記第六号様式の「1号「平成」を置き、「印」を置き、同様式備考に備考として次のよう記入する。

備考 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第六号様式の「1号「平成」を置き、「印」を置き、同様式備考に備考として次のよう記入する。

別記第六号様式の「1号「平成」を置き、「印」を置く。

別記第六号様式の「1号「平成」を置き、「印」を置く。

備考 公職の候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第六号様式の「1号「平成」を置き、「印」を置く。

別記第六号様式の「1号「平成」を置き、「印」を置く。

備考 1 代表者は、広島県を単位とする支部の代表者をもって代えることができる。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第六号様式の「1号「平成」を置き、「印」を置き、同様式備考に備考として次のよう記入する。

備考 公職の候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第六号様式の「1号「平成」を置き、「印」を置く。

別記第六号様式の「1号「平成」を置き、「印」を置く。

者 氏 名」に、「般検責任者 氏 名」を「般検責任者 氏
名」に改め、同様式備考「1」の次に次のよう記入する。

1) 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第七号様式中「平成」を置く。

別記第十九号様式中「平成」及び「印」を置き、同様式備考の次に次のよう記入する。

4 公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提

示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

「
別記第11十1印鑑押印」及ぶ印「平成」を置く、臣「平成」を置く。
」

別記第11十1印鑑押印「平成」を置く。

別記第11十四印鑑押印「平成」を置く、臣「平成」を置く。

別記第11十4印鑑押印「平成」を置く、臣「平成」を置く。

別記第11十7印鑑押印「平成」を置く、「印」を置く、臣「平成」を置く。
備考 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

候補者氏名	印	
連絡場所	(電話)	担当者

の届出印の欄及び「印」を置く、臣「平成」を置く。

5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第11十八印鑑押印「平成」を置く、「印」を置く、臣「平成」を置く。

備考 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第11十九印鑑押印「平成」を置く、「印」を置く、臣「平成」を置く。

備考 1 この申請書を入れた封皮には、その表面左側に選挙公報と朱書すること。
2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認

書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第111十号様式の「かみの印かみの様式中 平成 を置く。」

別記第111十一号の111様式の111「平成」を置く。

別記第111十一号様式から別記第111十一号様式中の様式中「平成」及び「印」を置く。

別記第三111号様式から別記第111十一号様式中の様式中「平成」及ら「印」を置く、同様式備考を次のよう改める。

備考 1 代表者は、広島県を単位とする支部の代表者をもって代えることができる。

2 公職の候補者、推薦届出者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者、推薦届出者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第111十一号の111様式中「検印責任者（氏 名）」に於く、「平成」を置く。

別記第111十一号の111様式中「検印責任者（氏名）」に於く、「平成」を置く、「検印責任者（氏名）」に於く、「平成」を置く、同様式備考を次のよう改める。

備考

1 111の検印票では、合計111枚までしか検印でない。

1 検印責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行へり。ただし、検印責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第111十一号の111様式中「平成」及ら「印」を置く、同様式に備考を次のように加べる。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第111十四号様式中「平成」を置く。

別記第111十四号の111様式中「平成」及ら「印」を置く、同様式に備考を次のように加べる。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示

又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第11十五号様式中「平成」を削る。

別記第11十五号の11様式中 成 平 を削り、同様式備考五中「平成」を削る。

〔

別記第三十六号様式中「検印責任者（氏 名）印」を「検印責任者（氏名）」に改め、「平成」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 検印責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、検印責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第11十六号の11様式中「平成」を削る。

別記第11十七号様式中「平成」及ら「印」を削り、同様式に備考として次のよう間に加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

11の規程は、公布の日から施行する。